

平成20年度税制改正に関する要望

平成19年11月

中国経済連合会

はじめに

わが国経済は、堅調な輸出と設備投資に支えられ、緩やかながら景気拡大を続けている。しかし、全体的には拡大しているものの、地域によって差が見られ、地域間、地域内格差が拡大していると言われている。

少子高齢化、グローバル化による競争の激化など社会経済の転換期にあるなか、経済を持続的に成長させるためには、経済活力の源泉である企業が、高付加価値化を進め、国際競争力をさらに高めていくことが必要である。そのためには、企業行動に直接影響を及ぼす税制面での支援が欠かせない。

また、成熟社会と言われるなか、東京一極集中を是正し、地方を活性化させていくためには、地方分権を進める必要があり、各地方が自己の選択と責任のもと活力ある地域づくりを行うには、税財政制度の抜本的な改革が必要である。

政府が目標として掲げる 2011 年度の国・地方の基礎的財政収支の黒字化など、今後の財政の諸課題を解決するためには、歳出削減を進めるのはもちろんのこと、歳入面についても一体的に議論を進める必要があり、消費税を含めた税制の改革が不可欠である。

以上のような視点から、中国経済連合会では、行財政制度委員会（委員長：大田 哲哉 広島電鉄㈱代表取締役社長）において、平成 20 年度税制改正についての審議・取りまとめを行い、以下のとおり要望を行うものである。

平成 20 年度税制改正に関する要望

1 . 法人税制について

(1) 法人実効税率の引き下げ

わが国の法人実効税率は，諸外国と比べると高水準にある。

さらに，諸外国では企業活動の活性化のために法人税率を引き下げる動きが見られ，税率の格差が拡大する方向にある。

人口減少社会，企業活動のグローバル化の中で，わが国の国際競争力の低下が懸念されており，持続的な経済の成長発展を実現させるためにも，法人実効税率の引き下げをはかるべきである。

(2) 減価償却制度の見直し

平成 19 年度の税制改正において，減価償却制度については，償却可能限度額・残存価額が廃止され，また，250%定率法が導入されるなど抜本的な見直しがはかられた。

今後，企業の国際競争力の強化，また，投下費用の早期回収の観点から，さらなる見直しとして，法定耐用年数の短縮が必要である。併せて，事務作業を軽減させるため，耐用年数区分の大括り化を進めるべきである。

(3) 研究開発促進税制の拡充

わが国の持続的な経済発展には，イノベーションに資する研究

開発投資を促進し、企業の国際競争力を高めることが不可欠である。研究開発促進税制においては、税額控除割合を企業に好評だった平成 15 年度税制改正時の水準まで少なくとも戻すとともに、税額控除限度額の拡充をはかるべきである。

(4) 外国税額控除制度の見直し

企業活動のグローバル化が進展しており、国際的な二重課税の排除の観点から国際課税制度の整備が重要である。現行の外国税額控除制度については、控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間を延長するべきである。

(5) 欠損金の繰戻還付制度の復活

法人税法では、企業を育成する等の観点から、一定の要件のもとに事業年度間での損益を通算し、税を軽減することを認めている。欠損金の繰戻還付制度は、バブル経済の崩壊による税収不足を補う目的で、現在、一部の例外を除いて停止されているが、この制度を復活させ、また、繰戻還付期間については延長するべきである。

(6) 償却資産に対する固定資産税の廃止

事業用の償却資産に対する固定資産税は、国際的にも非常に稀な制度であり、また、課税が製造業など特定の業種に偏り、公平性が保てないことから廃止するべきである。

2. 所得税等について

(1) 金融所得課税の一元化・納税者番号制度の導入

「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、金融資本市場を活性化させるためには、利子・配当・株式譲渡等の金融所得を一元化し、損益通算を認めるべきである。

また、課税の一元化によって損益通算の範囲を広げることは、所得をより正確に把握することが求められる。さらに税制改正においては、納税者間、特に納税者のうち大部分を占める給与所得者に対する公平性の確保が重要であり、加えて徴税事務の効率化といった観点からも、納税者番号制度を検討するべきである。

(2) エンジェル税制の拡充

地域経済を活性化させるためには、新事業・新産業の創出が欠かせず、ベンチャー企業の果たす役割は大きい。現行のエンジェル税制における投資時点の優遇措置は、他の株式譲渡益から投資額を控除する制度であるため、株式市場の低迷時にはインセンティブが働かない。したがって、投資額を所得税額控除とするなど投資時点でのインセンティブの強化が必要である。

(3) 少子化問題への対応

少子化問題は、わが国の将来を左右する大変重要な問題であり、少子化対策に早急かつ集中的に取り組む必要がある。現行の扶養

控除を見直し，税額控除等により経済的支援を拡充させることが必要である。また，子育て支援活動に積極的な企業には，法人税の控除など，税制上の特例措置を創設するべきである。

（４）高齢者雇用促進への対応

急速な少子高齢化や団塊世代の大量退職により，労働力不足が深刻な問題となっている。こうしたなか，高年齢者雇用安定法の改正により定年の引き上げ 継続雇用制度の導入等がはかられた。

しかし，現行では，60歳以降の賃金水準によっては，年金や公的給付が減額されるため労働意欲を削ぐ恐れがある。今後，高齢者が意欲的に働き続けることができるよう，高齢者の給与所得控除を拡充するなど税制上の特例措置を創設するべきである。

３．環境関連税制について

（１）環境税について

産業界は地球温暖化防止に向け 二酸化炭素の排出削減に加え，優れた省エネ製品の開発や国民運動に対する協力など，懸命に努力を続けている。そうした中での環境税の導入は，産業界の自主的な取り組みを阻害するばかりでなく，国際競争力を著しく低下させ，ひいては同様の税負担がない周辺諸国への生産の移転を促すこととなり，地球規模で見れば，かえって二酸化炭素排出量の増加が懸念されるため，導入するべきでない。

(2) エネルギー需給構造改革投資促進税制の充実

省エネルギー設備等の導入を税制面から支援するエネルギー需給構造改革投資促進税制については、企業による省エネ対策をさらに加速させることが期待できるため、その対象設備の拡大をはかるべきである。

4. 地方財政について

首都圏一極集中により疲弊しているといわれる地方が活力を取り戻すには、権限と財源を国から移譲し、地方の特色を活かした独自施策を地方の選択と責任により実施していくことが必要である。また、地方も国と同様に財政は危機的な状況にあり、行財政改革は喫緊の課題である。

国と地方の税財政改革を進めるにあたっては、国と地方を通じた歳出削減の徹底をはかることはもちろん、特に以下の2点について、十分な検討が必要である。

(1) 地方の役割に見合った税源の移譲

国と地方の役割分担を明確にし、自主性の観点から、地方の役割に見合った自主財源である地方税を大幅に拡充する税財政改革が求められる。国庫補助負担金を廃止し、大胆な税財源移譲を行うことによって、現在国税を下回っている地方税のウェイトを見

直すべきである。

(2) 自治体間の財政力格差に対する新たな調整システムの確立

地方への税源移譲が行われたとしても、各地方間の大きな財政力格差を考慮すると、新たな調整システムの確立が不可欠である。

また、現在議論されている地方法人二税については、国税である法人税への一本化をはかり、景気動向による変動が少なく、地域偏在性の小さい地方消費税を引き上げるなど、税収格差を縮小する仕組みを検討すべきである。

5 . 道路整備財源について

道路は最も基本的な社会基盤であり、道路網の整備は物流や移動の効率を高め、地域経済の発展、生活環境の向上はもとより、緊急・災害時への対応等に大きく貢献するものである。地方道路網の整備は進展しているものの、特に高規格幹線道路の早期の整備に対する地域住民の要望は切実であり、道路整備財源の確保が必要である。揮発油税などの暫定税率については現行を維持し、道路特定財源の一般財源化については慎重に議論すべきである。

以 上

平成19年11月

中国経済連合会

会長 福田 督
副会長 大田 哲哉
(行財政制度委員会委員長)